

審査論文の要旨

本論文は、『棠陰比事』（南宋、桂万榮）の日本文学における影響について、主に近世の小説（浮世草子）類における享受のあり方について分析、考察したもので、七章から構成される。

序章

『棠陰比事』の日本への伝来は中世（鎌倉期）と推測されているが、近世において朝鮮版を基にその享受が拡大し、林羅山の注釈書『棠陰比事諺解』や仮名草子『棠陰比事物語』、浮世草子の『本朝桜陰比事』などが出来するなど、その多様な影響作品が紹介される。

第一章 『本朝桜陰比事』と『棠陰比事』の表現の一考察

本章では、『棠陰比事』（朝鮮版）、林羅山『棠陰比事諺解』（慶安三、写本、以下『諺解』）、『棠陰比事加鈔』（寛文二刊、以下『加鈔』）、『棠陰比事物語』（寛永年中刊）と西鶴の浮世草子『本朝桜陰比事』（元禄二刊、以下『桜陰比事』）とを文章表現から比較し、先行研究に基づきながら、それらの関連性についてさらなる究明を試みる。『桜陰比事』「小指は高くゝりの覚」、「仏の夢は五十日」、「御耳に立は同じ言葉」、「四つ五器重ての御意」、「曇は晴る影法師」は、それぞれ『棠陰比事』「趙和贖産」、「程簿舊銭」、「傳隆議絶」、「符盗並走」、「丙吉驗子」と、着想や設定において類似点を持っており、さらに細かな表現においても共通点が窺える。しかし、この五組の中で、『桜陰比事』は『棠陰比事物語』や『加鈔』とは必ずしも一致しない要素が見出されるのに対し、『諺解』とは全てにおいて共通点が確認できる。『桜陰比事』における『棠陰比事』の受容にとって、『諺解』が看過できない書であることが指摘される。

第二章 『板倉政要』をめぐる諸問題—『棠陰比事』と『本朝桜陰比事』とに関連して

本章では、十七世紀前半に京都市政を司った京都所司代板倉殿の裁判話を集めた『板倉政要』（写本）が『棠陰比事』から受けた影響について考察し、さらに『板倉政要』と『桜陰比事』との関わりについても検討する。『板倉政要』「京六波羅ニテ夜盗町人ヲ殺害シ財宝ヲ取ル事」、「賀茂ノ禰宜養父養子出入之事」、「五器盗人之事」は、それぞれ『棠陰比事』「蔣常規軀」、「李傑買棺」、「趙和贖産」、「符盗並走」及び按語の部分と共通することが窺える。『板倉政要』が『棠陰比事』から影響を受けていることは先行研究においても言及されているが、新たな指摘も含めその具体相が一層明瞭となった。さらに、直接的な『棠陰比事』からの影響以外に、『桜陰比事』が『板倉政要』を媒介としながら『棠陰比事』の一部の要素を吸収した可能性も指摘される。また、『板倉政要』「買売物出入之事」は『諺解』「趙和贖産」の記事とも一致しており、『棠陰比事』受容における『諺解』の重要性が改めて示唆される。

第三章 『棠陰比事諺解』の特質について

本章では、第一、二章において取り上げた『諺解』の特質を考察する。『諺解』は慶安三年に羅山が紀伊藩主徳川頼宣の依頼を受けて著した書である。頼宣の法律への関心は、家康からの影響、藩政統治上における必要などが合わさった結果であったが、『棠陰比事』の

注釈を羅山に依頼したことは、紀伊藩の法律学研究の延長線上にある業績の一つと考えられる。『諺解』において羅山は、文献を博捜し、法律用語には説明を加え、同一事件に対する異なる記述や類似する日本の事件を紹介・追加するなど、様々な状況に対応する現実的な裁判のあり方を為政者に提供する工夫が凝らされており、そこには的確・適切・平易を旨とする注釈態度が窺える。こうした姿勢が『棠陰比事』の堅い内容を咀嚼させ、文芸世界へと普及させうる素地・可能性を生じさせることを指摘する。

第四章 『板倉政要』の影響——『鎌倉比事』と『本朝藤陰比事』を中心に

本章では、浮世草子『鎌倉比事』(宝永五刊)『本朝藤陰比事』(宝永六刊、以下『藤陰比事』)における『板倉政要』の影響について考察する。『藤陰比事』「女の不貞は世界の払ひ物」と『板倉政要』「入婿出入之事」はテーマに共通性が見られ、『藤陰比事』「非に似たる理を云立の浪人」と『板倉政要』「京ノ商民巾着ヲ切ル、事」では、裁判官が被害者にさらなる不利益を被らせるといった態度が共通し、さらに、『藤陰比事』「大赦に漏る自業の訴訟」と『板倉政要』「五器盗人之事」はプロットと表現の一部が一致している。また、『鎌倉比事』「石に根次分別の重さ」、「方角指北の針」は、それぞれ『板倉政要』「寝首搔士之事」、「瓢箪三子ニ譲事」の発想を逆転させて話を構成させている。『鎌倉比事』と『藤陰比事』における『板倉政要』利用に関し、『藤陰比事』では素直に『板倉政要』の要素を利用するのに対し、『鎌倉比事』では板倉裁判における、ある種のキーセンテンスに着目した反転の手法が認められる。こうした相違は、『藤陰比事』が裁判小説としてシンプルな形での庶民の教訓を意図したものであったのに対し、教訓的な裁判小説の枠を超え、曲折に富むプロットで読者を楽しませようとする『鎌倉比事』の性格にも繋がるものであるとする。

第五章 『昼夜用心記』における因果について

本章では、北条団水が宝永四年に著した詐欺談の浮世草子『昼夜用心記』における事件の展開の特色について、論述形式としての「因果」に着目して検討する。『棠陰比事』が起こした『桜陰比事』などの裁判物ブームの中において、タイトルから「比事」を除いた『昼夜用心記』は、内容において事件のみを著し、比事物の特徴である裁決が施されない。しかし、『桜陰比事』の類話との比較を通じて、詐欺に参与する事物や人物の由来、つまり結果を導く「因」について、『昼夜用心記』では読者が納得できるよう説明的に語られる傾向が認められ、そこには論述形式の因果関係の明確さに、テーマとしての因果応報の仏教精神をも反映させようとする意図が看取できるとする。説明的な「因果関係」によって物語のプロットは単純で起伏に乏しいものになるが、読者に教訓的リアリティーを感じさせる効果のあることが指摘される。

終章

『棠陰比事』の注釈書である『諺解』は、日本における『棠陰比事』の受容過程において看過できない意義を持った書であったと言える。従来『棠陰比事』の影響に関する研究では、漠然と原典の『棠陰比事』や、その和訳本の『棠陰比事物語』が重要視されてきたが、『諺解』は為政者に提供する法律書としての性格とともに、それが有していた的確・適切・平易な注釈態度が文芸の世界への橋渡しとなった可能性が窺える。しかし、『諺解』が流通したルートは不明な点が多く、林家、紀伊藩、板倉家及びその三者に関わる政治圏・文化圏、また当時の書肆との接点などについては今後の研究課題となる。